

## 1 共通事項

## (1) 本会議の範囲

江南市内

## (2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか）8月1日において、かい廃等がおこなわれていないかどうか

## (3) 生産調整実施者の確認方法

本推進会議による現地確認又は農業共済組合から提供された情報

## (4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第一課から提供された情報

## (5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべて満たす場合における取扱い

助成要件を満たす景観形成作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、その内1回を助成の対象とする。又その他意欲的な生産調整に取り組んだ場合は重複で助成する。

## (6) その他の共通事項

## 2 産地づくり事業

## (1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議会からの配分額	活用額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金		2,967,000	2,967,000				
稲作構造改革促進交付金	基本部分						
	担い手集積加算						
計		2,967,000	2,967,000				

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、円、円/10a)

用途の 分類 (記号 番号)	助成金の用途の 名称	助成対 象面積	活用額					計	助成単 価	支払 時期	備 考
			産地づくり 事業	産地づくり特別 加算事業		稲作構 造改革 促進事 業	担い手 集積加 算事業				
				基本部 分から の活用 額	担い手 集積加 算から の活用 額						
1 1 1	転作作物の作付 に助成 ( 景 観 形 成 助 成 )	8.0	2,400,000					2,400,000		3月	8.0ha × 30千円/10a
7 D 3	協議会運営費		567,000					567,000		5月	旅費 9,500 事務等経費 会議費 32,500 通信運搬 240,000 印刷製本費 285,000
		8.0	2,967,000					2,967,000			

(3) 産地づくり事業の内容等

(ア) 産地づくり事業の各用途ごとの内容等

助成金の用途の名称	転作作物の作付に助成( 景観形成作物 )
分 類	1 1 1
具体的内容 〔支出の項目〕	水田 1 枚を単位として生産調整に資する、水田を利用した作物の産地づくりに資する取り組みを行う農業者等に対する助成を実施する。
効 果	景観性作物作付けの推進を図ることにより、米の生産調整の推進に資するとともに、耕作放棄地の拡大を防ぎ、自然環境保全機能など水田の多目的機能を維持することができる。

<p>助成要件 〔支出の対象〕</p>	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本推進会議による生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は、農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体(法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。))以下「農業者等」という。)</li> <li>・法人格を有しない生産集団に交付するにあつては、当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積(生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食糧局長通知。以下「運用要領」という。))第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。)の合計が当該構成員全員に通知された作付け確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。</li> <li>・作付け確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。</li> <li>・集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は、集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。</li> <li>・国が定めている助成水田において、権原に基づいて景観形成作物を作付けしている農業者等又は全作業受託等により景観形成作物に係る作業を実施している実際の耕作者。なお、実際の耕作者とは次のア及びイをすべて満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</li> <li>イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。(作業申込書による確認)</li> </ul> </li> </ul>
-------------------------	--

	<p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における景観の形成に寄与するものとして、江南市水田農業ビジョンに載せてあるキカラシ、アンジェリア、コスモス、レンゲ、ショウブ、ヒマワリ</li> <li>・当該年度に水稻の作付け（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田1枚を単位として作付けられており、通常の状態で作付けされていること。</li> <li>・助成要件を満たす景観形成作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、その内1回を本助成の対象とする。</li> <li>・出入作については助成の対象外とする。</li> <li>・1ha以上作付けた場合について、基本助成に加えて20千円助成する。</li> </ul>
<p>確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</li> <li>・通常の栽培管理が行われていること、主食用水稻の作付けが行われていないことの確認 現地見回り（キカラシ・アンジェリア・レンゲ：5月1日 ショウブ：6月1日 その他：8月1日）</li> <li>・その他の確認 全作業受託等の場合、受託契約書の写し</li> </ul>
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キカラシ、アンジェリア、コスモス、レンゲ、ショウブ、ヒマワリの作付け 10千円/10a</li> <li>ただし、1ha以上作付け 30千円/10a</li> </ul>
<p>単価調整の方法 (単価調整を行う場合)</p>	<p>ただし、景観形成作物に係る費用の合計が当初計画を上回るものが、農業者等からの営農計画を取りまとめた結果、明らかになった場合は、次式により単価調整を行うものとする。</p> $\text{調整後の単価} = \text{調整前の単価} \times \frac{\text{当初計画額}}{\text{調整前の景観形成助成に係る費用の合計}}$

(イ) 産地づくり事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	推進会議運営費
分 類	7D3
具体的内容 〔支出の項目〕	・旅費 ・事務費等経費
効 果	水田農業推進会議の執行が図られることで、適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理（水田農業構造改革の推進等）に資する。
助成要件 〔支出の対象〕	旅費：全県会議の出席に係る旅費 事務等経費 会議費：地域協議会開催に係る会議費 通信運搬費：郵送代 印刷製本費：推進資料等印刷費
確認方法	旅費：旅行命令書、復命書 事務等経費 会議費：会議開催通知、出席者名簿、お茶等の領収書、請求書 通信運搬費：領収書 印刷製本費：領収書、成果品
助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)	旅費：全県会議 4,750円×2回=9,500円 事務等経費 会議費： 推進会議 コーヒー 350円×13人×2回=9,100円 農事組合長会議 お茶 150円×78人×2回=23,400円 通信運搬費： 営農計画書等郵送代 80円×3,000部=240,000円 印刷製本費：推進資料印刷費 95円×3,000部=285,000円 (当初計画より実績が増加した場合) 推進会議構成団体の助成金により不足分を補う。
単価調整の方法 (単価調整を行う場合)	(当初計画より実績が増加した場合) 推進会議構成団体の助成金により不足分を補う。

### 3 新需給調整システム定着交付金助成事業

#### (1) 総括表

用途の区分及び用途 の名称	作物等区分	員数	単価	金額 (円)	備考
その他意欲的な生産 調整に関する用途	景観形成作物	8.0ha	10,000円/10a	800,000	
	合計	8.0ha		800,000	

#### (2) 用途ごとの内容

用途の名称	その他意欲的な生産調整の取り組みに対する用途
作物等区分	景観形成作物
具体的内容	水田1枚を単位として、生産調整に資する、水田を利用した作物の産地づくりに資する取り組みを行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	米の生産調整に取り組む等米の作付けが行われない水田について、景観性作物作付けの推進を図ることにより、耕作放棄地の拡大を防ぎ、自然環境保全機能など水田の多目的機能を維持する等産地づくりの推進に資する。
助成の要件	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本推進会議による生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は、農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体(法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。))以下「農業者等」という。)</li> <li>・法人格を有しない生産集団に交付するにあっては、当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積(生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食糧局長通知。以下「運用要領」という。))第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。)の合計が当該構成員全員に通知された作付け確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。</li> <li>・作付け確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第 6 の 2 に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は、集荷円滑化対策実施要領(平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食 828 号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第 1 の 2 の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が 0 円となる場合には、助成対象となり得る。</li> <li>・国が定めている助成水田において、権原に基づいて景観形成作物を作付けしている農業者等又は全作業受託等により景観形成作物に係る作業を実施している実際の耕作者。なお、実際の耕作者とは次のア及びイをすべて満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</li> <li>イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。</li> </ul> </li> <li>その他の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における景観の形成に寄与するものとして、江南市水田農業ビジョンに載せてあるキカラシ、アンジェリア、コスモス、レンゲ、ショウブ、ヒマワリ</li> <li>・当該年度に水稻の作付け（運用要領第 6 の 2 に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田 1 枚を単位として作付けられており、通常の状態では栽培されていること。</li> <li>・助成要件を満たす景観形成作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、その内 1 回を本助成の対象とする。</li> <li>・市内在住の農家が所有する市内の水田を対象に米の生産目標の配分にあっている為、出入作については助成の対象外とする。</li> </ul> </li> </ul>
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作付面積の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</li> </ul> </li> <li>・通常の栽培管理が行われていること、主食用水稻の作付けが行われていないことの確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>現地見回り（キカラシ・アンジェリア・レンゲ：5月1日 ショウブ：6月1日 その他：8月1日）</li> </ul> </li> <li>・その他の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>全作業受託等の場合、受託契約書の写し</li> </ul> </li> </ul>
助成水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10a 当たり 10,000 円以内。</li> </ul>

単価調整の方法	愛知県水田農業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 調整後の助成単価 = 国からの交付額 / 交付申請額の合計額 × 10,000 円
---------	--

#### 4 需要量に関する情報

##### (1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
321	321	
合 計	321	

##### (2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
321	321	